破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４９６７号
大阪市城東区今福東３丁目15番29―501号
破産者　今井　眞弓
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５号
大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番119―308号
破産者　中野　扶美
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
大阪府泉大津市二田町３丁目４番16号今井文化201号、前住所大阪府泉大津市末広町１丁目９番21―1004号
破産者　今井潤一郎
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
大阪府東大阪市御幸町２番22号　御幸町ＯＫマンションＢ103、開始決定時の住所奈良県磯城郡川西町大字結崎862番地の24
破産者　中山　惠司
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目13番12―201号、前住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１　107―24
破産者　日本習字石蕗支部こと　河津笑美子
（旧姓中川・福田）
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字諏訪野１番地６　せせらぎハウス１号棟
破産者　林下　正勝
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３０６号
茨城県筑西市布川1256番地10　グリーンハイツＡ101号、旧住所茨城県古河市尾崎3902番地１
破産者　倉本　　節
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１９５号
茨城県坂東市上出島1120番地
破産者　海老原浩子
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２２０号
茨城県古河市上片田1376番地10
破産者　グレゴリオ　キクチ　フェルナンド（ＧＲＥＧＯＲＩＯ　ＫＩＫＵＣＨＩ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ）
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第８３９号
北海道旭川市東光六条３丁目２番地22号　レオパレスＳｏｌｅｉｌ110号室、破産申立時の住所さいたま市見沼区春野１丁目９番２―101号
破産者　宮永　　新（破産手続開始決定時の氏名宮永照彦）
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
さいたま市見沼区大字大谷445番地５
破産者　内藤　　昭
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
さいたま市西区大字二ツ宮490番地10、旧住所さいたま市西区大字飯田37番地７　ゆたか荘104号室
破産者　駒崎　義治
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
埼玉県川口市大字安行吉蔵66番地の１　ラポールハイツⅡ202号
破産者　永谷昭太郎
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
新潟市東区材木町２番５号　ラ・クレⅡ303号室、住民票上の住所新潟県阿賀野市小里６番地１
破産者　庄司　　強
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
岐阜県加茂郡白川町和泉159番地
破産者　今井　友幸
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１３７６号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡５号棟302号
破産者　河村　信也
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４４１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　346号棟503号室
破産者　今井由香里
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８２号
愛知県愛西市須依町寅新田214番地７、住民票上の住所愛知県津島市江東町３丁目108番地４
破産者　佐々木久代
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部